第四条第四号に規定する分別基準適合物	率
別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二〇
別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の四〇
［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の一五
第四条第五号に規定する分別基準適合物	［略］
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	［略］
別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三〇

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三五

第四条第四号に規定する分別基準適合物	率
別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の二〇
［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一五
別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の三五
［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二〇
第四条第五号に規定する分別基準適合物	［略］
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	［略］
別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三〇
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三五

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。